

指定統計第26号
農林業センサス
様式第10号

1970年世界農林業センサス

農 林 省
〈都府県用〉

昭和45年2月1日調査

統計調査事務所 出張所

農 業 集 落 名 農 業 集 落 番 号

都府県 市 郡 区町村(旧 市町村) 大字

小学校区名 農協名 農業地域名 経済地帯名

I 農業集落の範囲

1. 農業集落の領域

- (1) この農業集落では、となりの農業集落との出作・入作の境界やこの農業集落で管理している道路の範囲などから、「ここまではこの農業集落の土地」という境がはっきりしていますか。
- ア. 耕地については………ははっきりしている () はっきりしていない ()
- イ. それは農業集落間の出作・入作の境界と一致していますか
………一致している () 一致していない () 出作・入作がない ()
- (イ) この農業集落で管理する道路の範囲と一致していますか
………一致している () 一致していない () 農業集落で管理していない ()
- イ. 山林や原野については………ははっきりしている () はっきりしていない ()
- ウ. 農業集落全体として………ははっきりしている () はっきりしていない ()
- (2) この農業集落の範囲と大字の範囲とは一致していますか。
一致している () 一致していない ()
- それでは、大字の範囲とこの農業集落の範囲の関係は、次のどれにあたりますか。
- ア. 二つ以上の大字をあわせるとこの農業集落に一致する……… ()
- イ. 他の農業集落とあわせて一つの大字となっている……… ()
- ウ. 以上のどれにも該当しない……… ()

2. 農業集落の戸数

この農業集落の戸数をおしえてください。

農 家 数 戸 ……農家のうち老人(65歳以上)のみの世帯 戸

この農業集落の領域のなかに、行政単位が別になっている非農家だけの集団(※役場が定めている一般行政の末端組織としての自治会、町内会など)がありますか………ある () ない ()

非農家数 戸 ※非農家のみの行政単位が別になっている場合は、それを除いた非農家数を記入。

総 戸 数 戸 ……総戸数のうち………漁 家 数 戸
……………林 家 数 戸

注意 ここまで聞いた結果で、準備調査において認定されていた「農業集落」に誤りがなかったかどうか判定する。

誤っていない () 誤っていた ()

「認定農業集落」を合併 () 「認定農業集落」を分割 () その他 ()

(その理由、関係集落名を具体的に書く)

(修正農業集落名)

誤って認定していた農業集落については、ここで修正した農業集落を単位として記入する。この場合、すでに聞いた「I 農業集落の範囲」について再度聞きなおす。また「認定農業集落」を分割した場合は、それぞれ別調査票によって関与する。

II 社会経済的立地条件

1. 都市までの距離

- (1) この農業集落から通勤している人がいますか。 ※非農家のみの行政単位以外の非農家の通勤者を含む。
- ある () ない ()
- それは、どの市町村へですか………
- | | | |
|-----|-----|-----|
| 1 位 | 2 位 | 3 位 |
| | | |
- ※調査者が記入
その通勤市町村のうちDID都市………市町村 通勤DID都市がない ()
- (2) 生活上最も関係の深いDID都市は………市町村 DID都市に関係がない ()
※以下、(ア)または(イ)の市町村について聞く。
- (3) そこまでの通常の交通手段による所要時間はどれくらいですか………時 分
- (4) そこまでの道路距離(陸路の場合、海上距離を含む)はどれくらいですか………km
- うち舗装道路は、うえの道路距離全体の………割………km
- うち自動車が対交できる道幅の道路は………割………km

2. 農業集落の歴史

- (1) この農業集落のできた時期は、次のどれですか。
- 明治前 () 明治以後 () 戦後開拓 () ※戦後開拓には、戦時緊急開拓を含める。
- (2) この農業集落の大正末期から昭和初期の主な土地所有の形態は、次のどれにあたりますか。
- ア. はほとんど小作農 ()
(※小作・小自作農家が70%以上) その土地の所有者は………大地主 () (※50ha以上の地主)
……………中小地主 () ……部落 ()
- イ. はほとんど自作農 ()
(※自作・自作小作農家が70%以上) ……部落外 ()
- ウ. 自作農・小作農が混在 ()
(※上記以外)

3. 農業集落の形態

この農業集落の形態は、主として次のどれですか。

散在 () 散居 () 集居 () 密居 ()

III 農業集落と関係のある団体

1. 行政部落

- 役場でできている行政部落の範囲と この農業集落の範囲とは一致していますか。
- ※1. 「行政部落」とは、市町村役場が一般行政の末端組織として利用している地域範囲をいう。
- ※2. 農業集落の領域内に、非農家のみの行政単位が別になっている場合は、それを除いて聞く。
- 一致している () 一致していない () 行政部落がない ()
- それでは、行政部落の範囲と この農業集落の関係は、次のどれにあたりますか。
- ア. 二つ以上の行政部落をあわせるとこの農業集落に一致する……… ()
- イ. 他の農業集落とあわせて一つの行政部落になっている……… ()
- ウ. 以上のどれにも該当しない……… ()

2. 部落実行組合

- この農業集落には、部落実行組合がありますか。
- ※1. 部落実行組合の機能をもったものは、部落会、農家組合、生産組合、農協支部などの名称にとらわれず、すべて部落実行組合とする。
- ※2. 範囲が他の農業集落におよぶものも含める。
- ある () ない ()
- 部落実行組合の範囲と この農業集落の範囲との関係は、次のどれにあたりますか。
- ア. この農業集落は一つの部落実行組合になっている……… ()
- イ. 二つ以上の部落実行組合をあわせるとこの農業集落に一致する……… ()
- ウ. 他の農業集落とあわせて一つの部落実行組合になっている……… ()
- エ. 以上のどれにも該当しない……… ()

3. その他の団体

- この農業集落の農家で、次の団体に加入している人がいますか。
- ※1. 農協支部などの農協専門部の下部組織も含める。
- ※2. 加入者が1人であれば○印をつける。
- ※3. 二つ以上の団体に加入者があれば、そのすべてに○印をつける。
- | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|----------|---------|-------|------|-------|-----|------------|
| 協農組合 | 和牛組合 | 養豚組合 | 養鶏組合 | 果樹組合 | 野菜組合 | しそ・いたけ組合 | 花き・樹木組合 | 工物芸組合 | 養蚕組合 | 農工産組合 | その他 | 左のい記加入団体へは |
| () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |

4. 集団的生産組織

- この農業集落の農家で、次の集団的生産組織に参加している農家がありますか。あればその構成範囲と参加農家数をおしえてください。
- ※1. ここでは、協賛経営は対象としない。
- ※2. 「集団栽培組織」とは、2戸以上の土地を共同所有する農家が、栽培協定を結んで生産を行なう組織で、栽培協定を結んでいるもののほか、もともと共同所有していた共同作業や機械・施設の利用を伴うものを含める。
- ※3. 「共同利用組織」とは、2戸以上の生産農家が機械・施設などの所有・利用に関する規約により結合して共同作業を行う。ただし、機械・施設を共同所有していても、その利用が個別のものに限る。
- ※4. 「共同受託組織」とは、農協または農家集団が、生産農家の一部作業または全作業を受託する組織をいう。ただし、相対的な農家間の共同作業(共同作業)および共同耕作は除く。
- ※共同利用組織のみについて聞く。
- | 構成範囲 | 稲作生産組織 | | | | 畜産生産組織 | | 果樹生産組織 | | 野菜生産組織 | | 施設生産組織 | | 養蚕生産組織 | |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 集団栽培組織 | 共同利用組織 | 共同受託組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 | 共同利用組織 |
| 農業集落内 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 特定グループ | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| 農業集落より広い範囲 | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () | () |
| この農業集落での参加農家数(戸) | | | | | | | | | | | | | | |

IV 農業集落の慣行

1. 農業集落の土地財産

- (1) この農業集落がもっている林野がありますか。
- ある () ない ()
- ア. そのうち、この農業集落だけでももっている面積はいくらありますか………ha
- イ. 他の農業集落と共同でももっている面積(平均計算上)はいくらありますか………ha
- 計 ha
- (ア) それは、明治以前からの旧慣行でももっているものですか………林野面積 ha
うち山林 ha
- (イ) その後国有林等の下付けを受けて新しく入手したものですか………林野面積 ha
うち山林 ha
- (2) この農業集落がもっている耕地がありますか。
- ある () ない ()
- その面積………田 ha ……畑 ha
- (3) この農業集落がもっている溜池がありますか。
- ある () ない ()

2. 農業集落の共同作業

- この農業集落で管理している道路や農業用排水路について、道ぶしんや溝さらいを共同作業で行なっていますか。共同作業で行なっている場合は、その労力の負担方法などについておしえてください。
- ※1. 一般道とは、非農家を含む行政部落で管理している道路で、通常区長などの行政部落の長が道にしのさしをするもの。
- ※2. 農道および排水路は、部落実行組合で管理しているもので、通常生産組合長などの部落実行組合の長が、その維持作業のしきをするものをいう。
- ※3. 一般道、農道、排水路ごとに、農業集落としての管理の有無により、ア〜ウのいずれかに○印をつけ、さらに、アに該当する場合には(ア)〜(エ)のうち主なものの1つだけに○印をつける。
- 一般道(非農家を含む) 農道(農家のみ) 排水路(農家のみ)
- ア. 農業集落で管理し共同作業を行なっている () () ()
- (ア) 農業集落の全戸が出役する () () ()
- (イ) 出役しない人は不足金を払う () () ()
- (ウ) 出役した人に日当を支払う () () ()
- (エ) その他 () () ()
- イ. 農業集落で管理している人が人を雇って行なう () () ()
- ウ. 農業集落としては管理していない () () ()

